

平成30年分 **確定申告**

ネット申告が **更に便利になりました!**  
詳しくは **確定申告** **検索**

**スマホでも申告できます**  
年末調整済の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

申告の際には **マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です  
※ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

**申告と納税**

窓口での相談・申告書の受付は、**平成31年2月18日(月)から**です。

**所得税および復興特別所得税  
贈与税**  
平成31年 **3月15日(金)まで**

**消費税および地方消費税  
(個人事業者)**  
平成31年 **4月1日(月)まで**

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

**税務署**

町県民税や所得税の申告時期です。申告が必要が確認し、該当する場合は早めに準備して、申告会場での相談、郵送、持参、電子申告(確定申告のみ)のいずれかの方法で提出してください。

**税の申告は正しくお早めに**

## 幸田町役場での申告相談

源泉徴収票などを基に申告書を作成・受付します。ご自身で申告書を作ることができない場合にご利用ください。

とき	ところ	受付のできる申告
2月7日(木)～15日(金) (土日祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	役場4階ホール	町県民税の申告
2月18日(月)～3月15日(金) (土日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時		町県民税の申告 所得税の確定申告 (確定申告書Aのみ)

- \* 受付用の番号札を午前7時30分～8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分～午後4時は申告会場前で配布しています。なお、午前9時から番号順に受付を始めますが、番号を呼んだときに申告会場にいない場合は、番号札を取り直していただくこととなりますのでご了承ください。
- \* 今回の申告から、岡崎税務署の職員による利用者識別番号の発行後、申告書を作成します。すでに利用者識別番号を発行されている人は、「利用者識別番号等の通知書」などをお持ちいただき、当日は申告書の作成からとなります。
- \* 確定申告期間中は、提出箱を1階税務課6番窓口を設置します。申告相談期間中は大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成した人は、提出箱をご利用ください。

### 役場で申告相談ができない確定申告

申告する所得が給与所得、公的年金などの雑所得の場合(確定申告書A)は、役場で相談・受付を行っていますが、次の①～⑦の申告は役場で相談・受付ができませんので、岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ① 事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告(確定申告書B)
- ② 住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③ 海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④ 外国人や亡くなった人の申告
- ⑤ 損失の申告
- ⑥ 過年分(平成29年分以前)の申告
- ⑦ F Xなどの金融商品や仮想通貨などの申告

問合せ 税務課町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161) FAX(0564)63-5334

## 岡崎税務署での申告相談

とき	受付のできる申告	ところ
2月18日(月)～3月15日(金) 土・日曜日を除く。 ただし、2月24日、3月3日の日曜日は開設します。 午前9時～午後5時(相談受付終了時刻は午後4時)	所得税の確定申告 消費税の確定申告 贈与税の申告	岡崎合同庁舎5階大会議室 岡崎市羽根町字北乾地50番地1 (シビックセンター隣)

- \*パソコンを利用して確定申告書などを作成します。
- \*会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。
- \*申告書の提出のみの方は、税務署1階で提出してください。

問合せ 岡崎税務署 ☎(0564)58-6511

- \*自動音声により案内します。所得税、消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください(3月15日(金)まで利用できます)。

### 配偶者(特別)控除が変わります

- ①配偶者控除が、配偶者の合計所得のほか、申告する人の合計所得金額に応じて適用されることになりました。  
なお、申告する人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ②配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前 38万円超76万円未満)

### 医療費控除は領収書の提出が不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出または提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。\*医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

### ふるさと納税(寄附金控除)の申告漏れにご注意ください

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人であっても、寄附先が5団体を超える場合や、医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

所得税および復興特別所得税、贈与税の申告と納税は**3月15日(金)**まで  
消費税および地方消費税の申告と納税は**4月1日(月)**まで  
**申告と納税は正しくお早めに!**

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。ページ下部のQRコードからアクセスできます。

1月から、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式によりe-Taxの利用が便利になりました。また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます!

★マイナンバーカード方式  
マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、パソコンからe-Taxで申告ができます!

★ID・パスワード方式  
税務署でIDとパスワードを受け取ればパソコンやスマホからe-Taxで申告ができます!

#### タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



作成コーナー

検索

◀国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナーへアクセスできます。  
\*掲載コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。



## 平成30年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会

- と き** 2月12日(火)～15日(金) 午前9時～午後4時  
\*混雑状況により受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- と ころ** 岡崎合同庁舎5階大会議室(岡崎市羽根町字北乾地50番地1、シビックセンター隣)
- 対 象** ①給与・年金所得者で、平成30年中に住宅ローン等を利用して住居(居住用)を新築・購入または増改築し、一定の要件に該当する人  
②平成30年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人
- そのほか** 必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。
- 問 合 せ** 岡崎税務署 ☎(0564)58-6511

## 税理士による無料税務相談所

- と き** 2月18日(月)～20日(水) 午前9時30分～正午、午後1時～4時 **と ころ** 幸田町商工会
- 対 象** ①平成29年分の所得金額が、300万円以下(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除を控除する前の金額)の事業所得者、不動産所得者  
②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成28年分)の課税売上高が3,000万円以下で①に該当する人(ただし簡易なものに限る)  
③給与所得者および年金受給者(ただし所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人は除く)  
\*譲渡所得(土地、建物および株式を売った人)、山林所得、贈与税および相続税の申告・相談は行いません。
- 問合 せ** 幸田町商工会 ☎(0564)62-0120

### 所得税および復興特別所得税の確定申告について

#### ■確定申告が必要な人

##### 1. 給与所得がある人

①給与の収入金額が2,000万円を超える人

②給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

##### 2. 公的年金などに係る雑所得がある人

公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

\*ただし、公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となるもの)に限り、また、収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下であるときは、申告は必要ありません。

##### 3. 各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人

\*1～3にあてはまらない人であっても、上場株式などに係る譲渡損失と

配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告書の提出が必要です。

#### ■確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき

②一定の要件のマイホームの取得などして、住宅ローンがあるとき

③マイホームに特定の改修工事をしたとき

④災害や盗難などで資産に損害があるとき

⑤多額の医療費を支出したとき

⑥特定の寄附をしたとき

#### ■確定申告に必要な持ち物

①税務署から送られたお知らせはがき またはお知らせ通知書および確定申告書類(いずれも郵送された人のみ)

②マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類

③前年の申告書の控え、利用者識別番号の分かる書類

④源泉徴収票の原本(給与や年金がある場合)

⑤ 医療費の明細書や生命保険料控除証明書など各種控除を受けるための書類

⑥ 印鑑

⑦ 通帳など本人の預金口座番号がわかるもの（還付がある人のみ）

\*①～⑦以外の書類が必要となる場合もあります。詳細は税務署へお問い合わせください。

\*確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください（5ページ下部に記載されているQRコードからアクセスできます）。

\*「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、事前に税務署で手続きをすることで、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない人もe-Taxのご利用ができるようになりました。

**確定申告と納税の期限**

● 所得税および復興特別所得税、贈与税…3月15日（金）

● 消費税および地方消費税  
4月1日（月）

**振替納税利用のお願い**

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。預貯金口座から自動引き落としされます。

● 所得税および復興特別所得税の振替日

4月22日（月）  
消費税および地方消費税の振替日  
4月24日（水）

**申告書は、パソコンやスマホで作成できます**

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

① 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。

② マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない人も、「ID」と「パスワード」を使用してe-Taxをご利用できます。

\*「ID（利用者識別番号）」と「パスワード（暗証番号）」は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるため、発行を希望される人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署でお手続きください。

③ 給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面をご利用できます。

\*e-Taxを利用して申告書を出すると、「税務署へ行く手間がかからない」「確定申告期間中は24時間利用可能」「源泉徴収票などの添付書類は提出不要（自宅保管）」といったメリットがありますので、是非ご利用ください。

**スマホ申告説明会を開催します**

2月5日（火）午前9時30分から、岡崎税務署において、スマホ専用画面を利用したスマホ申告説明会を開催します。

**町県民税の申告について**

**町県民税の申告が必要な人**

1. 平成31年1月1日現在、町内在住で次の①・②のいずれにも該当しない人
  - ① 所得税の確定申告をした人
  - ② 所得が給与所得および公的年金のみの人
2. ②に該当する人で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）の適用を受けようとする人

\* 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険税（料）の軽減を受けるために申告が必要です。

**年金収入が400万円以下の人の申告**

公的年金などの収入額が400万円以下で、そのほかの所得額が20万円以下の人は、還付を受ける場合などを除き確定申告をする必要はありません。ただし、控除を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

**持ち物**

- ① マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類（運転免許証など）
- ② 給与・公的年金などの源泉徴収票の原本
- ③ 社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険など）の支払い証明書、医療費の明細書、生命保険料控除証明書、障害者手帳など各種控除を受けるための書類（医療費は合計額を計算し、確定申告と同じように明細書の作成をお願いします）
- ④ 印鑑

**申告書の発送について**

昨年町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付しました。ご自身で記入できる人は、郵送もしくは役場1階税務課6番窓口を設置してある提出箱に直接提出してください。

問合せ 税務課町民税グループ  
☎(0564)62-1111(内線161)  
FAX(0564)63-5334

